

## No 5 看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">平成 <u>31</u> 年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱 (案)</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業) 第2条 (略)</p> <p>(補助対象事業、補助申請者及び派遣対象者の要件) 第3条 補助対象事業は、先進的な医療機関等で行う概ね2週間以上1年以内の研修(認定看護師の資格取得のための研修を除く)とする。ただし、概ね2週間以上1か月以内の研修は、職種、期間、資格取得の有無、施設基準を満たすための必須研修か、などによって個別に判断する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助の申請を行う医療機関又は教育関連機関が派遣しようとする対象者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 県内の医療機関若しくは訪問看護ステーションに<u>在籍する看護職員若しくは医療スタッフ</u>又は看護職員若しくは医療スタッフなどの医療関係者育成に係る教育関連機関に在籍する<u>教員</u></p> <p>(2) 補助事業開始日までに、先進的な医療機関等からの招請状又は受入承諾書の写しを提出することができる者</p> <p>(3) 当該事業への申請に同意しており、将来にわたって高知県の医療の質の向上への貢献が期待できる者</p> <p>(4) 補助対象事業終了後、1年以上、高知県内の医療機関又は教育関連機関で勤務することができる者</p> <p>(補助対象経費等) 第4条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">平成 <u>30</u> 年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業) 第2条 (略)</p> <p>(補助対象事業、補助申請者及び派遣対象者の要件) 第3条 補助対象事業は、先進的な医療機関等で行う概ね2週間以上1年以内の研修(認定看護師の資格取得のための研修を除く)とする。ただし、概ね2週間以上1か月以内の研修は、職種、期間、資格取得の有無、施設基準を満たすための必須研修か、などによって個別に判断する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助の申請を行う医療機関又は教育関連機関が派遣しようとする対象者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 県内の医療機関若しくは訪問看護ステーションに勤務する、又は、看護職員若しくは医療スタッフなどの医療関係者育成に係る教育関連機関に在籍する、<u>看護職員又は医療スタッフ</u></p> <p>(2) 補助事業開始日までに、先進的な医療機関等からの招請状又は受入承諾書の写しを提出することができる<u>職員</u></p> <p>(3) 当該事業への申請に同意しており、将来にわたって高知県の医療の質の向上への貢献が期待できる<u>職員</u></p> <p>(4) 補助対象事業終了後、1年以上、高知県内の医療機関又は教育関連機関で勤務することができる<u>職員</u></p> <p>(補助対象経費等) 第4条 (略)</p>

新	旧
<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成31年</u>4月1日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 <u>補助事業者は、前項の規定に基づき</u>概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業者は、概算払の請求</u>を行わなかった場合又は概算払を受けたが、その額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合、第9条<u>第1項</u>に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第9条<u>第1項</u>で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の補助対象事業実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。</p> <p>3 <u>理事長は、</u>最終補助確定額が前条第1項に基づき行った概算払による</p>	<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成30年</u>4月1日から<u>平成31年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>平成31年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 <u>補助金の概算払</u>を受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>概算払の申出</u>を行わなかった場合、又は、<u>概算払を受けたが、その額</u>が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合、<u>補助事業者は、</u>第9条に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第9条で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の補助対象事業実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。</p> <p>3 <u>最終補助確定額が前条第1項に基づき</u>行った概算払による補助額を下</p>

新	旧
<p>補助額を下回っている場合、前条第3項に定める補助金請求書の提出の有無にかかわらず、概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 <b>理事長は、</b>最終補助確定額が前条第3項に定める補助金請求書に記載された今回請求額又は補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。</p> <p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第10条 <b>理事長は、補助事業者が</b>補助の条件に従わなかったとき又は補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 補助金の交付決定の取消及び返還については、助成評価委員会の意見を踏まえて理事長が決定し、実施する。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成31年 月 日</u>から施行する。  <u>平成31年度</u>補助額は、<u>平成31年</u>9月を目途に決定する。  9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の<u>2分の1</u>を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>	<p>回っている場合、前条第3項に定める補助金請求書の提出の有無にかかわらず、理事長は概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 最終補助確定額が前条第3項に定める補助金請求書に記載された今回請求額、又は、補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、理事長は最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。</p> <p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第10条 補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、理事長は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 補助金の交付決定の取消及び返還については、助成評価委員会の意見を踏まえて理事長が決定し、実施する。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成30年4月1日</u>から施行する。  <u>平成30年度</u>補助額は<u>平成30年</u>9月に決定する。  9月までに請求できる概算払額は補助額(予定)の<u>1/2</u>を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>